

規定による届出をしようとする場合にあっては、前条第一項に規定する届書及び書類の記載事項のうち前項に規定する届書又は書面若しくは図面等の記載事項と重複する部分の記入は、要しないものとする。

二 別表第七の上欄に掲げる機械等のみについて法第八十八条第一項の規定による届出をする場合にあっては、前条第一項の規定は適用しないものとする。

三 特定化学物質等障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第四十九条第一項の規定による申請をした者が行う別表第七の十六の項から二十の項までの上欄に掲げる機械等（以下「特定化学設備等」という。）の設置については、法第八十八条第一項の規定による届出は要しないものとする。

（計画の届出を要しない仮設の建設物等）

第八十七条 法第八十八条第一項ただし書の厚生労働省令で定める仮設の建設物又は機械等は、次のとおりとする。

一 次に該当する建設物又は機械等で、六月未満の期間で廃止するもの（高さ及び長さがそれぞれ十メートル以上の架設通路又はつり足場、張出し足場若しくは高さ十メートル以上の構造の足場にあつては、組立てから解体までの期間が六十日未満のもの）

イ その内部に設ける機械等の原動機の定格出力の合計が二・二キロワット未満である建設物

ロ 原動機の定格出力が一・五キロワット未満である機械等（法第三十七条第一項の特定機械等を除く。ハ及び第八十九条第一号において同じ）。

ハ 別表第八に掲げる業務を行わない建設物又は機械等

二 削除

（計画の届出をすべき機械等）

第八十八条 法第八十八条第二項の厚生労働省令で

定める機械等は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、別表第七の上欄に掲げる機械等（同表の二十一の項の上欄に掲げる機械等にあつては放射線装置に限る。次項において同じ。）とする。

二 第八十六条第一項の規定は、別表第七の上欄に掲げる機械等について法第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定による届出をする場合に準用する。

三 特化則第四十九条第一項の規定による申請をした者が行う特定化学設備等の設置については、法第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定による届出は要しないものとする。

第八十九条 法第八十八条第二項において準用する同条第一項ただし書の厚生労働省令で定める仮設の機械等は、次のとおりとする。

一 機械集材装置、運材索道（架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。以下同じ。）、架設通路及び足場以外の機械等（令第六条第十四号の型わく支保工（以下「型わく支保工」という。）を除く。）で、六月未満の期間で廃止するもの

二 機械集材装置、運材索道、架設通路又は足場で、組立てから解体までの期間が六十日未満のもの

（仕事の範囲）

第八十九条の二 法第八十八条第三項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

一 高さが三百メートル以上の塔の建設の仕事

二 堤高（基礎地盤から堤頂までの高さをいう。）が百五十メートル以上のダム建設の仕事

三 最大支間五百メートル（つり橋にあつては、千メートル）以上の橋梁の建設の仕事

四 長さが三千メートル以上のずい道等の建設の仕事

五 長さが千メートル以上三千メートル未満のずい道等の建設の仕事で、深さが五十メートル以上のたて坑（通路として使用されるものに限る。）の

掘削を伴うもの
六 ゲージ圧力が〇・三メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事

第九十条 法第八十八条第四項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

一 高さ三十一メートルを超える建築物又は工作物（橋梁を除く。）の建設、改造、解体又は破壊（以下「建設等」という。）の仕事

二 最大支間五十メートル以上の橋梁の建設等の仕事

三 二の二 最大支間三十メートル以上五十メートル未満の橋梁の上部構造の建設等の仕事（第十八条の二の場所において行われるものに限る。）

四 ずい道等の建設等の仕事（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。）

五 掘削の高さ又は深さが十メートル以上である地の掘削（ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く。以下同じ。）の作業（掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く。）を行う仕事

六 圧気工法による作業を行う仕事

七 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物（第二百九十三条において「耐火建築物」という。）又は同法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物（第二百九十三条において「準耐火建築物」という。）で、令第十六条第一項第四号若しくは第五号に掲げる物若しくは同項第十号に掲げる物（同項第四号又は第五号に係るものに限る。）又は令別表第三第二号4に掲げる物若しくは同号37に掲げる物（同号4に係るものに限る。）（以下この号において「石綿等」という。）が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事

八 ダイオキシシン類対策特別措置法施行令別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉（火格子面積が二平方メートル以上又は焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上のものに限る。）を有する

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

- 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事
- 六 掘削の高さ又は深さが十メートル以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事
- 七 坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事

(建設業に係る計画の届出)

第九十一条 建設業に属する事業の仕事について法第八十八条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十一号による届書に次の書類及び圧気工法による作業を行う仕事に係る場合にあつては圧気工法作業摘要書(様式第二十一号の二)を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、圧気工法作業摘要書を提出する場合においては、次の書類の記載事項のうち圧気工法作業摘要書の記載事項と重複する部分の記入は、要しないものとする。

- 一 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
- 二 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面
- 三 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- 四 工法の概要を示す書面又は図面
- 五 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
- 六 工程表

2 前項の規定は、法第八十八条第四項の規定による届出について準用する。この場合において、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

(土石採取業に係る計画の届出)

第九十二条 土石採取業に属する事業の仕事について法第八十八条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十一号による届書に次の書類を添えて所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
- 二 機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- 三 採取の方法を示す書面又は図面
- 四 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

(資格を有する者の参画に係る工事又は仕事の範囲)

第九十二条の二 法第八十八条第五項の厚生労働省令で定める工事は、別表第七の上欄第十号及び第十二号に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更する工事とする。
2 法第八十八条第五項の厚生労働省令で定める仕事は、第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事(同条第一号から第三号までに掲げる仕事にあつては、建設の仕事に限る。)とする。

(計画の作成に参画する者の資格)

第九十二条の三 法第八十八条第五項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、別表第九の上欄に掲げる工事又は仕事の区分に応じて、同表の下欄に掲げる者とする。

【※このほか、他の特別則においても安衛法第八十八条に規定する計画の届出に関する規定がある。】

労災保険の特例メリット制について

- 労災保険のメリット制は、一定の要件を満たす事業について、個々の事業の労災保険の給付額等に応じて、業務災害に係る労災保険率等を上げ下げ（-40%~+40%）（※）する制度であるが、特例メリット制は、メリット制の適用を受ける中小企業事業主が特定の安全衛生措置を行っている事業について、業務災害に係る労災保険率の上げ下げの幅を-45%~+45%とするものである。

※有期事業（建設業及び立木の伐採業）については、-35%~+35%。

- 特例メリット制は、次に掲げる要件等を満たし、その適用の申告があるときに適用する。
- (1) 建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業であること。
 - (2) 中小企業事業主が行う事業であること。
 - ・ここで中小企業事業主とは、使用する労働者数が常時300人（金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）以下である事業主をいう。
 - (3) 次の労働者の安全又は衛生を確保するための措置を講じた事業であること。
 - ・都道府県労働局長の認定を受けた快適職場推進計画に基づく快適な職場環境の形成のために講ずる措置。

※参考

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

第12条の2

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）

第20条の2、第20条の3

労災保険の特例メリット制度について

労働保険徴収法	労働保険徴収法施行規則	参 考
<p>(労災保険率の特例)</p> <p>第十二条の二 前条第三項の場合において、厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業主が、連続する三保険年度中のいずれかの保険年度においてその事業に使用する労働者の安全又は衛生を確保するための措置で厚生労働省令で定めるものを講じたときであつて、当該措置が講じられた保険年度のいずれかの保険年度の次の保険年度の初日から六箇月以内に、当該事業に係る労災保険率につきこの条の規定の適用を受けようとする旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を提出しているときは、当該連続する三保険年度中の最後の保険年度の次の次の保険年度の同項の労災保険率については、「同項中「百分の四十」とあるのは、「百分の四十五」として、同項の規定を適用する。</p>	<p>(法第十二条の二の厚生労働省令で定める数)</p> <p>第二十條の二 法第十二條の二の厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業主は、常時三百人（金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）以下の数の労働者を使用する事業主とする。</p> <p>(法第十二條の二の労働者の安全又は衛生を確保するための措置)</p> <p>第二十條の三 法第十二條の二の労働者の安全又は衛生を確保するための措置で厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十條の二第一項の指針に従い事業主が講ずる労働者の健康の保持増進のための措置であつて厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>二 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第六十一條の三第一項の規定による認定を受けた同項に規定する計画に従い事業主が講ずる措置</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、労働者の安全又は衛生を確保するための措置として厚生労働大臣が定めるもの</p>	<p>○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第五十七号）</p> <p>第六章の二 快適な職場環境の形成のための措置</p> <p>第六十一條の三 都道府県労働局長は、事業者が快適な職場環境の形成のための措置の実施に関し必要な計画を作成し、提出した場合において、当該計画が法第七十一條の三の指針に照らして適切なものであると認めるときは、その旨の認定をすることができる。</p> <p>2 (略)</p>